

平成 27 年度鶏卵の試買調査の結果について

1 調査の目的

本協議会は、平成 16 年に公正取引委員会より、鶏卵の表示について一般消費者に分かりにくい表示があるとの指摘を受けたことから、「鶏卵の表示に関する公正競争規約・施行規則（以下「規約等」という。）」を策定し、平成 21 年 3 月、「景品表示法」に基づき公正取引委員会の認定を受け、同年 6 月に鶏卵公正取引協議会を設立し、本規約等の普及、周知のための諸活動を行っているところです。

今回、市中で販売されている鶏卵について、規約等に定める必要表示事項、特定事項等の遵守状況について試買調査を行うことにより、鶏卵における表示の適正化を推進し、もって公正な競争の確保を図ることとしました。

2 調査の実施

(1) 調査対象

調査対象鶏卵は、消費者団体のご協力を頂き、無作為に量販店等で購入（原則として 10 個入り 1 パック、栄養強化卵については 2 パック。なお、6 個入りの場合は 2 倍量とした。）し、クール宅急便にて当協議会事務局に送付した 55 商品（当協議会事務局購入分を含む。）である。これらの商品の事業者数は 45 でうち鶏卵公正取引協議会の会員数は 11 であった。これらの商品のうち公正マークが表示されていたのは、2 商品であった。

55 商品のうち栄養強化卵等は 19 商品、その他の普通卵は 36 商品であった。購入地域は、北海道・東北地域 10 商品、関東地域 18 商品、中部・近畿地域 8 商品、中四国地域 10 商品、九州・沖縄地域 9 商品であった。

(2) 調査期間

鶏卵の購入日は平成 28 年 2 月 22 日～3 月 2 日で、事務局への鶏卵の送付期間は 2 月 29 日～3 月 4 日であった。

(3) 調査項目及び方法

①鶏卵の重量及び品質

調査対象鶏卵の重量、ハウユニットについては、鶏卵公正取引協議会事務局において、調査鶏卵の到着日に EGG マルチテスタにより測定を行った。

②ラベルの表示内容

調査鶏卵のラベルの表示内容について、鶏卵の表示に関する公正競争規約及び施行規則に基づいて、必要表示事項、特定事項の表示基準等の遵守状況について調査を行った。

なお、昨年4月から食品表示法が施行されているが、生鮮食品については平成28年9月30日まで経過措置期間が設けられているため、多くの商品については、従前の規制に基づき調査を行った。

③栄養強化卵等の成分分析

栄養強化卵等19商品については、強化した栄養成分等（複数ある場合は2種類までとした。）について鶏卵の到着日にクール宅急便にて一般財団法人日本食品分析センターへ送付し分析試験を依頼した。日本食品分析センターにおける分析試験の結果は、3月10日～3月15日に報告された。依頼した試験項目は次表のとおりであった。

試 験 項 目	件 数
ビタミンE	15
DHA	4
ビタミンD	2
ビタミンK	1
セレン	1
鉄	1
ヨウ素	1
セサミン	1
カプサンチン	1
合計 9項目	27

3 調査結果の概要

当協議会の会員証紙審査委員会において本年4月27日に本調査について審議を行った結果の概要は次の通りであった。

（1）賞味期限の表示及び鶏卵の重量、品質

55商品すべてに賞味期限は表示されていた。購入日（2月22日～3月2日）時点の賞味期限の残日数は、5～18日に分布し、10日未満が8商品、10日以上が47商品であった。パック日表示があるものは5商品であった。

鶏卵の重量及びハウユニットの測定は、47商品について実施した。重量については、1商品で2Lと表示されていたが、10個中9個が70g未満であり、平均値が66.8gで

あった。ハウユニットは平均78.2(68.1~87.9)で、70以上が46商品、70未満は1商品であった。

(2) ラベルの表示事項等の調査結果

不適切と考えられる表示内容	件数	検体No	規約該当条項
(1) 必要表示事項			
・名称の表示がなされていないもの	1 (1)	53	規約第3条第1項第1号
・原産地名の表示がなされていないもの	1 (1)	53	規約第3条第1項第2号
・内容量の表示がなされていないもの	2 (2)	47、48、	規約第3条第1項第3号
・内容量の表示より卵重の測定値が下回るもの	1 (1)	53	〃
(2) 特定事項の表示基準			
・栄養強化卵について通常の鶏卵の成分量と対比して表示がなされていないもの	1 (0)	44	規約第4条第1項第1号
・安全・衛生対策について具体的な表示がなされていないもの	1 (0)	10	規約第4条第1項第2号
・安全・衛生対策について通常行われている対策を特別な対策であるかのような表示を行っているもの	2 (2)	1、4	〃
・栄養表示基準上不適切な表示	1 (1)	20	規約第4条第2項第1号
・栄養成分の試験分析値が表示値を下回るもの	1 (1)	29	〃
合 計	11(9)		

(注1) 件数の()内は非会員事業者数である。合計は、重複した商品を含む件数である。

(注2) 公正マーク表示の商品については、不適切な表示は認められなかった。

(不適切な表示の主な事例)

- ・「名称：鶏卵」の表示がないものは、規約等上不適切な表示と考えられる。
- ・「原産地名」の表示がないものは、不適切な表示である。
- ・「内容量」の表示がないものは、不適切な表示である。
- ・内容量を「2L」(70g以上~76g未満。LLが正しい。)と表示しているが、10個中9個が70g未満であり、不適切な表示と考えられる。
- ・ビタミンEの栄養強化卵について、通常の鶏卵の栄養成分量として日本食品標準成分表の

数値を使用していないものは、規約等上不適切な表示である。

- ・「安全・安心」の表示については、特別な安全、衛生対策等を表示すべきである。
- ・「抗菌剤、抗生物質は使用していない」旨の表示は、抗菌剤等通常使用することが認められていないものについて、これらを使用していないことを強調することは不適切な表示と考えられる。
- ・ビタミンEの表示値に対し、試験分析値が下回る。
- ・「良質のたんぱく質が血管の弾力性を保つだけでなく、ビタミンB2 やE、オレイン酸やアミノ酸シスチンなど、動脈硬化を防ぐ成分の豊富な食品です」旨の表示は、栄養機能食品に該当する機能性表示等以外は表示できず、医学的な効能効果も表示できず、また、栄養成分値の表示もなされておらず、不適切な表示と考えられる。

4 調査結果の措置について

調査の結果、表示内容等が不適切との指摘を受けた会員事業者に対しては、鶏卵公正取引協議会から文書で改善のための指導や照会等を行うほか、比較的軽微なものについては、口頭で改善を指導することといたします。

また、会員外の事業者に対しては、表示内容が規約等に照らした場合に違反となるおそれがあるものについては文書等により改善を要望し、比較的軽微なものについては口頭で改善を要望するとともに「鶏卵の表示に関する公正競争規約」等についての周知及び当協議会への加入の促進を図ることといたします。